

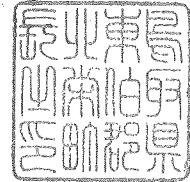
監査委員	局長	書記	主査

受総第26号

平成23年8月11日

北栄町代表監査委員 前田 茂樹 様
北栄町監査委員 前田 栄治 様

北栄町長 松本 昭夫



平成23年度第1回定期監査の結果について（回答）

平成23年7月20日付けで報告のありましたこのことについて、別添のとおり回答します。

担当
総務課財政係 渡辺
電話：0858-37-3111
FAX：0858-37-5339
メール：watanabe@e-hokuei.net



(1) 補所金交付要綱の整備について

補助金の目的が明確でなく、どのような活動、事業が補助対象となるのか不明瞭なものについては、補助金交付要綱を制定します。

(2) 自治会総合交付金交付要綱について

報告、実績報告を提出していただくよう第4条及び第8条を改正します。

(3) 自治会運営交付金の使途について

交付金の収入状況が決算書等で容易に確認できるような記載をしていただくよう各自治会にお願ひし、不明朗な会計や不適正な使用が認められる場合は交付金の返還を求める場合があることの注意を促しています。

(4) 町有土地の台帳整備について

固定資産台帳と町有財産台帳の照合について、早急な整備を図ります。

また、西高尾水源地及び亀谷水源地において土地の名義変更が済んでいないものがあり、現在関係者より事情を調査中ですが、速やかに登記を完了させる予定です。